

第4回公共施設整備方針検討委員会 次 第

日 時：平成24年3月19日（月）

午後1時30分

場 所：役場3階会議室

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 議 事

(1) 役場、旧公民館及び図書館整備の方向性のまとめ【資料 No. 1】

(2) 三春小学校の耐震化について

(3) その他

ア 委員の委嘱替えについて

イ 次回委員会の日程について

4. 閉 会

第1節 役場庁舎

1 現状と課題

(1) 建物・設備の経年劣化が進み、大規模な補修が不可欠

役場庁舎は、町民サービスを提供するための最大の拠点であり、かつ、町民の安全・安心を確保するための拠点となるべき施設である。鉄筋コンクリート建物の耐用年数は約50年といわれるなかで、役場庁舎は築46年が経過している。

役場庁舎の概要

構造	延床面積	階数	建築年	経過年数
鉄筋コンクリート造 (耐震補強未済)	2, 254㎡	地上4階 地下1階	昭和39年	46年

*参考 敷地面積 1, 494.89㎡

庁舎の壁や床はクラック（ひび割れ）などの経年劣化が目立っている。東日本大震災によりその状況は一層悪化したが、まずは役場庁舎以外の公共施設全体の整備方針を急ぐこととし、応急復旧も必要最小限の手当てとなっている。

また、給排水・電気設備の修繕箇所は多方面に及び、部分的な手当では対処できない状況にあり、設備面での維持管理上非効率的な面もあって、大規模な補修が不可欠となっている。

機能面からみても、新たな行政需要に対応した組織配置が困難であることなど、もはや限界にきており、これらの状況を踏まえると、現在の庁舎を修繕して延命させるより、建て替え時期に来ていると考えられる。

（役場庁舎外壁面）



（役場庁舎4階壁面）



(2) 来庁者にとっても職員にとってもスペースが狭隘

役場庁舎内は、来庁者へサービスを提供する空間や、職員の執務空間としても狭く、更には会議室が2部屋しかないなど、全体として床面積が不足しているとみられる。

窓口スペースや待合スペースは狭く、また、町民生活と直結する医療・介護・福祉の窓口は保健センターに分散されているなど総合窓口化が図られていない。

また、職員の執務スペースについては、総務省地方債対象事業算定基準から算定すると約2,620㎡となるが、現状は2,254㎡であり、狭隘であることがわかる。庁舎は昭和39年に建築され、当時の状況からやむを得なかった面もあるが、現在では当時と比べて比較にならないほど業務量も範囲も拡大している。

これらのことから、要求される町民サービスを提供できる規模を備えた庁舎づくりを考えていくことが必要である。

(3) 庁舎の耐震性能が不足し、災害時の危険性が懸念される

東日本大震災を経験し、三春町は特に防災に力を入れるべきことが痛感させられた。

役場庁舎については耐震診断を行っているが、現状では一般的な公共施設の目標性能（Iso値0.75）を満たしていない状況にある。震度6強程度の地震で倒壊や崩壊の危険性が高いとされ、また、コンクリート強度が設計の3分の2程度しかなく、耐震補強を計画しても計画自体が理論上想定になってしまい、仮に耐震補強を行っても低強度コンクリートが回復する訳ではないことから、耐震診断判定委員会において、補強計画においては、建て替えも視野に入れた慎重な判断が必要である旨の補足記載を求められている。

東日本大震災で三春町は震度6弱であったが、役場庁舎では窓ガラスの破損、壁の亀裂が発生した。地震の際にはコンクリート落下等が凶器となる恐れもあるため、早急な対策が求められる。

特に、東日本大震災発生時、役場庁舎の倒壊が懸念され、一時的ではあるにせよ災害対策本部を福祉会館に置かざるを得なかったことは憂慮すべき事項である。

(4) 災害対策拠点としての機能、性能が不足

役場庁舎は、被災時に災害対策活動の司令塔となる必要があるが、防災無線等の機器は3階、防災担当は2階と非効率的であり、また、災害時に対策本部が設置される会議室がないなど、事務的な連携、職員間の連携を効果的に図るには問題があり、災害発生時に機動的な体制がとれない状況となっている。

こうした問題点を抜本的かつ早急に解決し、災害時に司令塔の役割を果たしうる庁舎とするために速やかな対策が望まれる。

(5) バリアフリーやプライバシー対応が不足

庁内には階段をはじめ段差が多く、高齢者、障がい者の立場からみると“やさしくない”庁舎である。昭和39年に建てられた当時はバリアフリーへの配慮という考え方がなかったため、後から正面玄関に自動ドアをつけたり、受付カウンターを改修するなど工夫を凝らしてきたが、各階に女子トイレが設置されていないなど、課題は多い。

また、介護や税金などの相談の場合は、特にプライバシーへの配慮が求められる。順番が来て窓口に行くと話が筒抜けのところで手続きをしなければならない。誰が来庁しても利用しやすい庁舎とするためには、バリアフリーやユニバーサルデザイン対応の課題を抜本的に解決することが求められるが、改修での対応には限界があり建替えの必要性が認められる。

2 役場庁舎整備の必要性

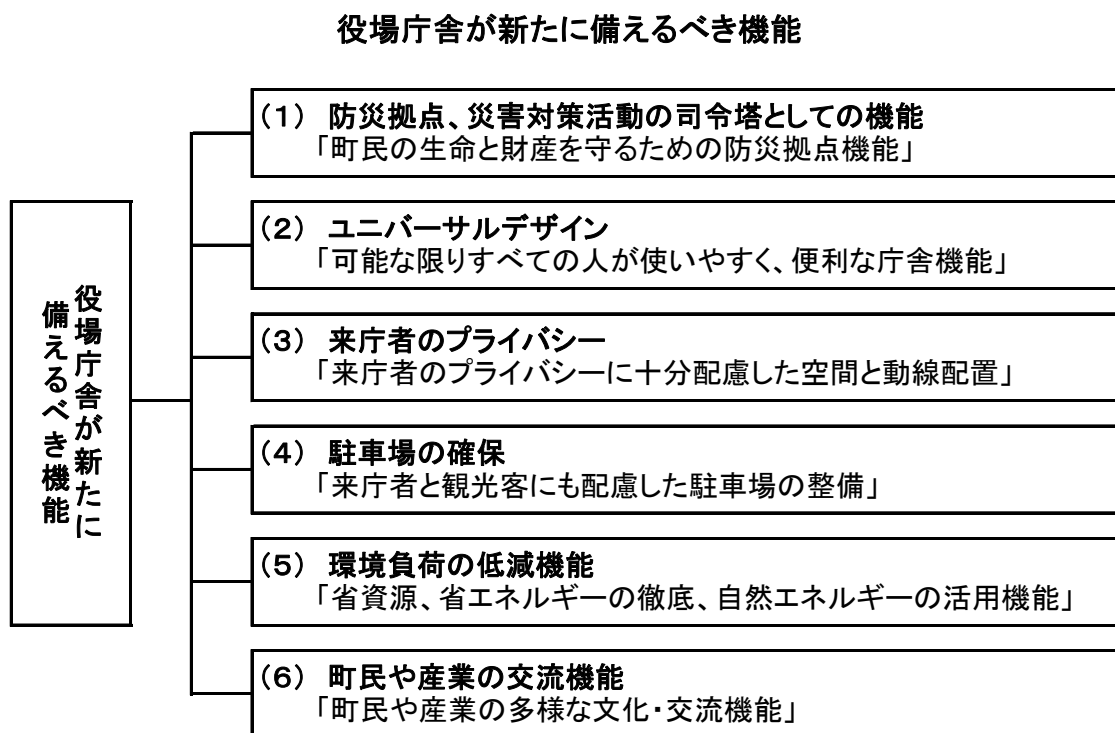
これまで述べてきた指摘に基づく、現在の役場庁舎の抱える課題を次のように整理することができる。

- ① 建物・設備の経年劣化が目立ち、建物の耐用年限が近づきつつある。
- ② 現状においても防災拠点として必要な耐震性能は満たしていない。
- ③ これまで補修などによって行政需要拡大の規模や機能面の不足に対応してきたが、特に機能面では対応の限界に近づきつつある。
- ④ 東日本大震災を踏まえた問題点として、防災拠点、災害対策活動の司令塔としての役割を果たすために必要な機能が不足し、防災関連諸室の連携が悪い。また、災害対策本部が置かれる会議室などはなく、防災関連スペースとの連携が十分に図れるかどうか懸念がある。
- ⑤ 町民をはじめとする来庁者にとってワンストップ窓口にできず、相談などのプライバシーが守れず、また、職員の執務スペースとしても狭い。
- ⑥ 庁舎全般にわたって、バリアフリー対応が不足している。

これらのいずれの課題についてもこれを抜本的に解決するためには、改修によって施設の延命を図る方法では対応が十分ではなく、仮に耐震補強工事・改修工事を実施しても建物の耐用年数が伸びることにはならないので、役場庁舎の建替えを前提に今後の検討を進めていくべきであると考ええる。

3 役場庁舎が新たに備えるべき機能

役場庁舎が新たに備えるべき機能については、町の行政サービスの将来動向をふまえて、行政サービスの提供のあり方について基本的な整備の方向を検討する必要がある。これらに加えて、防災機能をはじめとする役場庁舎の課題を抜本的に解決するための機能として、役場庁舎には次のような新たな機能の導入を図るべきである。



(1) 防災拠点、災害対策活動の司令塔としての機能

大震災を経験した本町においては、町民の生命と財産を守るための防災拠点、また、災害対策活動の司令塔としての役割を十分に果たし得る防災関連スペースと機能を備えた役場庁舎をできるだけ早期に整備することが必要である。

具体的には、災害時においても安全性が確保できる建物とし、災害発生時に司令塔となる会議室等を設置すべきである。

また、万が一の停電時に備えるため、非常用の自家発電設備の整備等が必要である。

(2) ユニバーサルデザイン

複数の行政サービスがひとつの窓口で受けられる機能を持ち、また、庁舎内外における段差の解消など、可能な限りすべての人が使いやすい施設とし、住民サービスと機能の充実を図る。

(3) 来庁者のプライバシー

窓口には、来庁者のプライバシーに配慮したカウンター、間仕切りや相談室などを設置し、利用者の快適性の向上を図り、さらには動線配置等の面から工夫を講じるべきである。

(4) 駐車場の確保

来庁者の利便性を考慮し、役場庁舎と同一敷地内に可能な限り駐車スペースを確保する。駐車場規模の算定に当たっては、費用対効果を検討するうえで、車を利用した役場来庁者の統計的な数字が必要である。さらには、来庁者のみならず、観光客対応も考慮した駐車場整備について検討すべきである。

(5) 環境負荷の低減機能

太陽光発電などの自然エネルギーの活用や、省資源、省エネルギーに配慮し、維持管理上も経済性に優れた設備や技術を導入するなど、地球環境にやさしい庁舎建設を実現することが求められる。

(6) 町民や産業の交流機能

町民に開かれ、親しみやすい庁舎とするために、庁舎内のフロアに展示、交流できる交流施設を配置する。こうした交流施設は、町民の交流の場であるだけでなく、町内に立地しているものづくり産業の交流の場という考え方もある。町民や産業などのさまざまな交流が図れる場として計画することによって、町の活性化につなげるべきである。

以上の考え方をふまえて、役場庁舎に備える文化・交流機能等について検討することが必要である。

4 役場庁舎の規模

現在の役場庁舎の延床面積は、2, 254㎡であるが、全体として床面積が不足しており、狭隘である。

総務省地方債対象事業算定基準から試算すると約2, 620㎡となる。

庁舎規模は将来の人口や職員数の推移、情報通信技術の進展によっても影響を受ける。

また、地方分権の流れによっては、町で扱う事務の範囲と量がさらに多くなり、庁舎面積を増やす必要が生じることもあり得る。

庁舎の計画規模については、上記のような将来の変動要因を勘案し、また、庁舎と併せて整備すべき機能について、建設コストの視点も加味しながら、設計段階までに改めて詳細な検討を行うことが必要である。

さらには、より現実的な視点から新しい役場庁舎の必要面積を検討するためには、次の点を考慮して庁舎規模を検討する必要がある。

- (1) 各課等の現在の職場スペースの状況を把握し、各職場で必要なスペースの積み上げに基づき、庁舎の必要な面積を算定する。
- (2) 最近の類似規模町村の庁舎建設事例からみた規模を検討する。

5 役場庁舎の建替候補地

(1) 基本的な考え方

庁舎建替候補地については、次のような基本的な考え方に基づいて選定することが望ましい。

- ① 「立地場所の優位性」、「交通の利便性」、「整備費用」などの視点からの評価が重要であること。
- ② 三春町の市街地整備に係る「2核1軸構想」の考え方に基づき、役場庁舎は町の最も中心的な施設であることに鑑みると、公共施設ゾーンに立地することが望ましいとも考えられること。
- ③ これらのことから、本委員会としては、現在地周辺以外では町民の理解が得られないと考えること。

(2) 具体的な建替候補地の検討

建替候補地の適性と課題等について

No	候補地	適性	課題等
1	現役場庁舎	・ 長年にわたり立地してきた経緯があり、町の中央部に位置し、交通アクセスもよい。	・ 現在の庁舎を解体しなければならないことから、仮庁舎への移動引越しが伴う。 ⇒仮庁舎：新たに建設する、または、遊休施設を活用する。例えば、廃校となる三春中学校校舎を仮庁舎とする。 (仮庁舎建設費用、移転引越費用発生) ・ 町民サービスの低下が懸念される。 ・ 来庁者用駐車場敷地の拡大が見込めない。 ◎ 駐車可能台数：現駐車場約 50 台分
2	現役場駐車場	・ 町の中央部に位置し、交通アクセスもよい。 ・ 現在の役場機能を維持しながら、建設できる。	・ 役場周辺に来庁者用臨時駐車場を確保する必要がある。 ⇒例えば、役場裏の町有地を駐車場として整備しておけば、将来的にも役場駐車場敷地としての活用が見込まれる。 ◎ 駐車可能台数：町有地分 30 台 ＋役場跡地分 40 台 約 70 台分
3	現役場庁舎裏町有地 (自由民権運動ひろば周辺)	・ 町の中央部に位置し、交通アクセスもよい。 ・ 現在の役場機能を維持しながら、建設できる。 ・ 現庁舎跡地を来庁者用駐車場にすることで、役場駐車場敷地が拡大できる。	・ 役場裏の町有地を敷地として造成する期間と費用が発生する。 ◎ 駐車可能台数：現駐車場 50 台 ＋役場跡地分 40 台 約 90 台分

建替候補地周辺図



6 整備手法と概算事業費

(1) 工期と整備費用

① 工期イメージ

役場庁舎整備に必要となる工期は、採用される整備手法や建設場所によっても異なってくるが、最低でも4年程度を要すると見込まれる。

工期予定	1年目	2年目	3年目	4年目	備考
役場庁舎整備計画策定	■				
基本・実施設計策定		■			
建設工事			■	■	
新庁舎竣工、引越等				■	

② 整備費用

また、整備費用についても、約7億円程度と見込まれるが、採用される整備手法や建設場所によって異なってくるため、今後詳細に検討する必要がある。

(2) 多面的な視点からの整備手法の検討

役場庁舎整備には多額の資金を要するため、役場庁舎整備の資金調達のあり方や経費負担が町財政に及ぼす影響等をふまえ、民間活力を活用した整備手法も選択肢の1つに入れながら、町にとって最適な整備手法を選択することが必要である。

また、いずれの整備手法を選択する場合でも、役場庁舎整備に向けた基金積立を行なっていくことが求められる。

なお、一般的な庁舎建設手法については、次のとおり挙げられるが、工期の短縮、経費の縮減等を考慮すれば、これまで本町で実績のある「設計施工一括発注プロポーザル」方式の活用は当然考えるべきである。

事業手法	概 要	備 考
公共直営方式	町が起債等により資金調達を行い、設計、建設、維持管理、運営の各業務について民間事業者へ委託・請負契約として発注する方式	従来型の方式である。
公設民営方式	町が資金調達を行い、設計、建設、維持管理、運営を民間事業者へ包括的に委託する方式	民間事業者の選定に時間を要する。
民設公営方式 (リース方式)	民間事業者が資金調達し、設計、建設を行い、町が施設を長期リースする。維持管理、運営は契約により町又は民間となる。	民間事業者の選定に時間を要する。
P F I 方式	民間事業者が資金調達を行い、設計、建設、維持管理、運営を行う。	P F I 法で規定される手続きに時間を要する。

(3) 建設及び管理運営を見通した費用と整備手法の検討

役場庁舎の建設に要するイニシャルコストだけではなく、維持管理などのためのランニングコストを含めたライフサイクルコストの検討が必要である。役場庁舎整備の際に新しい設備を導入することにより、エネルギー消費を低減し、ランニングコストを下げることが可能である。このような視点から、役場庁舎の建設から管理運営までを見通した費用を検討し、これらの費用をまかなうために最適かつ実現可能な整備手法を選択することが求められる。

(ライフサイクルコスト：建物のライフサイクル（生涯）にわたって発生する費用のこと。建設費から光熱水費、点検・保守・清掃費等の運用維持管理費用、修繕・更新費用、解体処分費や税金・保険費用まで含む。)

7 役場庁舎整備の方向性のまとめについて

これまで役場庁舎整備のあり方についてさまざまな視点から検討を加えてきたが、検討の成果を整理すると次の2つに集約することができる。

(1) 現庁舎の諸課題を解決するためには改修ではなく建替えるべきである。

現役場庁舎は、建物・設備の経年劣化をはじめ、狭隘化、防災拠点としての機能不足、バリアフリー対応不足等の課題を解決する必要性が迫られているが、機能面ではすでに限

界がきていると判断される。

これらの諸課題を抜本的に解決するためには、改修によって施設の延命を図る方法では対応が十分ではなく、仮に耐震補強工事・改修工事を実施しても建物の耐用年数が伸びることにはならないので、役場庁舎を建替えるべきである。

（２）建替場所については、現在地周辺を基本として選定すべきである。

建替場所については、市街地整備に係る「２核１軸構想」の考え方にに基づき、公共施設ゾーンに立地することが望ましく、候補地としては「現役場庁舎」、「役場駐車場」、「現役場庁舎裏町有地」が挙げられる。

これらの候補地はそれぞれ実現上の課題等も抱えており、今後、町が具体的な検討を進め、優位性の高い建替候補地を選定する必要がある。

８ 役場庁舎整備の具体化に向けて

本委員会の検討過程では、役場庁舎の建替えを前提として、今後の新しい役場庁舎整備のあり方について、次のような課題が提示された。町はこれらの内容を十分に受け止めて、今後具体的な検討を進めるよう期待する。

（１）役場庁舎が新たに備えるべき機能と規模の検討

本委員会では、現在の役場庁舎施設・設備の現状について概ね把握した。現在の役場庁舎が抱える課題等を抜本的に解決するためにも、必要な規模と併せて次に挙げる新たに備えるべき機能の十分な検討が必要である。

- ① 防災拠点、災害対策活動の司令塔としての機能
- ② ユニバーサルデザイン
- ③ 来庁者のプライバシー
- ④ 駐車場の確保
- ⑤ 環境負荷の低減機能
- ⑥ 町民や産業の交流機能

（２）役場庁舎の規模と建替候補地の選定の検討

現役場庁舎は、全体として床面積が不足しており、狭隘である。新しい役場庁舎の規模算定に当たっては、将来の行政需要の変動も予測しながら、さらにはより現実的な視点から各職場で必要なスペースの積み上げに基づき算定するなど、今後詳細な検討が必要である。

また、本委員会において検討した建替候補地が抱える課題等をふまえ、町はそれらの諸課題の解決の可能性と具体的な方策について十分な検討を進めて、建替候補地を選定する必要がある。

（３）優位性の高い整備手法の検討

役場庁舎整備には、後年度地方交付税措置のない起債（充当率７５％）の発行は認め

られるが、補助金制度がないなど多額の資金を要するため、民間活力を活用した事業手法も選択肢の1つに入れながら、資金調達、町財政への影響等をふまえたうえで、建設から管理運営まで町にとって最も優位性の高い整備手法を検討する必要がある。

(4) 町民意向の反映

現在の役場庁舎の実態を広く町民に認識してもらい、町民が利用しやすく、安全・安心な生活を支える庁舎などの将来像を描くことが重要であるため、より多くの町民の理解が得られるよう、検討の過程と成果に関して町民に向けて広報することを重視するべきである。

また、役場庁舎は行政と町民の接点の場であり、庁舎建設における町民意見の反映は不可欠であり、今後、町民を対象としたアンケート等の調査を実施して、町民ニーズを把握する必要がある。

(5) 役場庁舎整備に向けた検討の推進

役場庁舎整備の準備期間を考えると、整備が実現するまでに相当年数を要するという見方もできるが、大震災による応急復旧を行っていないという状況下において、検討は可能なかぎり早急に進めていくことが必要であることを要望したい。

一方で、現在の財政状況等も踏まえ、役場庁舎の建替えが各年度の町民サービスに大きな影響を与えないよう、町は総合的な視点から資金計画を立て、これに基づいた整備時期を判断することが望まれる。

第2節 旧公民館・図書館

1 現状と課題

(1) 旧公民館

① 建物・設備の経年劣化が進み、補修が不可欠

昭和45年度に公民館として建築された。平成15年に建築された三春交流館「まほら」に生涯学習機能は移管され、その後は、事務所として6団体への貸与、申告会場、役場書庫等として利用されている。(3階大林ホールは仮設武道場として22～24年度利用)

旧公民館の概要

構造	延床面積	階数	建築年	経過年数
鉄筋コンクリート造 (耐震補強未済)	1,318㎡	地上3階	昭和46年	41年

＊参考 敷地面積 833.79㎡

現状では、外部の柱及び壁の仕上げ面に、多少の老朽化が目立ち、バルコニーや庇のコンクリート下面に塗装の剥離、鉄筋かぶり不足による発錆やコンクリート面爆裂の発生が著しく、継続して利用していくには補修が不可欠となっている。

② 庁舎の耐震性能が不足し、災害時の危険性が懸念される

耐震診断を行ったところ、目標性能(Iso値0.75)を達しておらず、全階にわたって耐震ランクはC(耐震性指標 $0.6 > I_s \geq 0.3$)ランクで、大地震時の震動、衝撃に対し、建物は倒壊もしくは崩壊を引き起こす可能性が高いとされている。

東日本大震災では、特に3階廊下部分に被害があり、壁面の崩壊、亀裂、裏板の崩落などが発生し、現在この部分への立ち入りを禁止している状況にある。

(旧公民館3階バルコニー)



(旧公民館3階壁面)



(2) 図書館

現状 現在の町民図書館は、平成7年にNTT東日本から賃借し開設した。閲覧・開架スペースは約270㎡、閉架書庫が139㎡で、そこに約10万冊の図書が配架され利用されている。

平成22年度の利用状況では、来館者数は年間約5万3千人（月平均約4,400人）、貸出者数は年間延べ約1万3千人となっており、貸出冊数は年間約4.3万冊となっている。

生涯学習の拠点施設の一つとしての大きな役割を担っており、町民からのさまざまな要望に応じて、図書館情報システムの導入をはじめ、図書館分室の設置、学校やグループなどへの団体貸出、小学校や保育所・幼稚園への巡回図書の定期配本、リクエストや予約の受付、レファレンス（調査相談）など、利用者サービスの向上に努めてきた。

課題 施設面の制約に起因している課題が明らかになっており、まず、施設が狭隘のため閲覧・開架スペースが十分に確保できない状況にあり、多くの蔵書にもかかわらず開架図書が6万冊の規模に限られており、また、年々増加する図書館資料のための書庫も狭隘となっている。図書館の施設規模としては、人口規模が同程度の他自治体の図書館と比べて非常に劣っている状況にある。

また、前述のようにNTT東日本の施設を賃借しているが、年間の賃料が518万円であり、これまでに約1億円余の賃料を支払っていることから、狭隘と相まって、利用者からは独立した施設整備を望む声は大きい。さらに、利用者からは、駐車場がないことへの不満が日常的に寄せられている。

このように、特に施設面の制約等により、利用者が満足できる図書館サービスが実現されていない状況にある。

（図書館開架スペース）



（図書館閲覧スペース）



2 整備の必要性

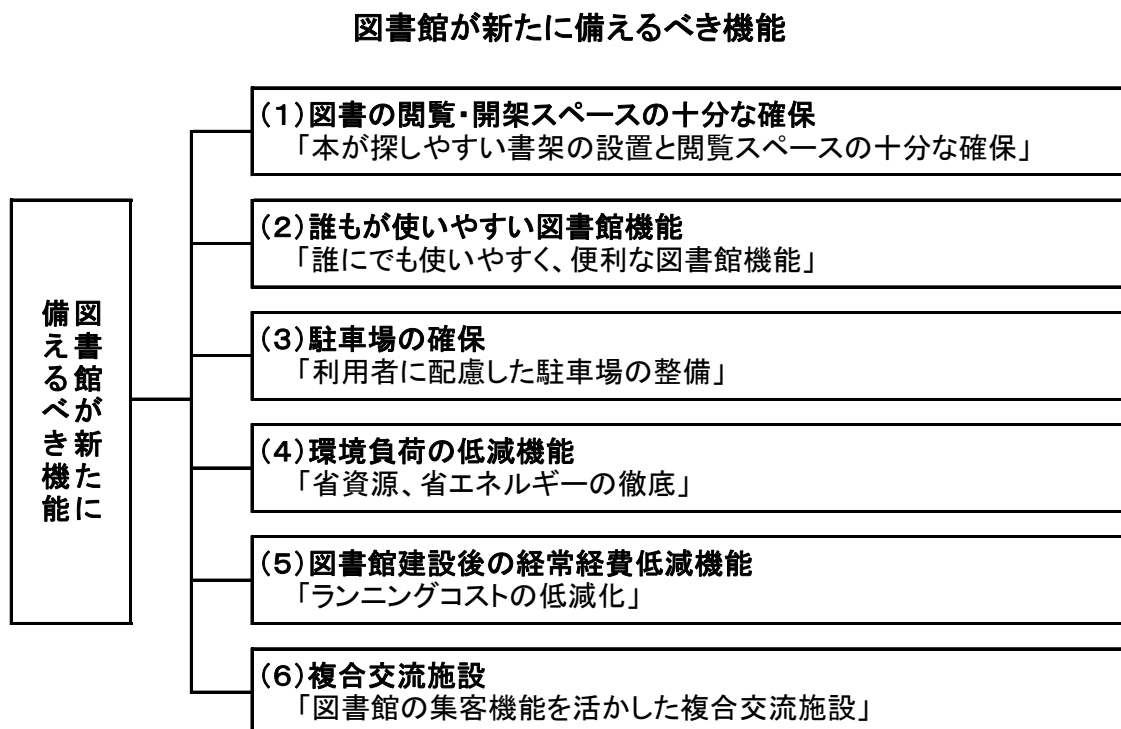
図書館は、乳幼児から高齢者まで町民すべての自己教育に資するとともに、町民が情報を入手し、芸術や文学を鑑賞し、地域文化の創造に関わる場であり、一人ひとりの資質・能力の向上を通して、社会全体の活性化を図っていく生涯学習社会の実現を目指すため図書館は重要な拠点となる。

現在の図書館では、事業を発展させるには施設面で制約が大きく、抜本的な改善を図る必要がある。

図書館はその利用を拓げるために、新築することが望ましく、具体的な提案としては、旧公民館を解体し建設するといったことが考えられる。

3 図書館が新たに備えるべき機能

旧公民館と図書館については、旧公民館を解体して図書館を新築するといった方向性で検討を進めているため、図書館を新築する場合の基本的な整備の方向性を検討する必要がある。現在の図書館が抱える課題を解決するための機能として、図書館には次のような新たな機能の導入を図るべきである。



(1) 図書の閲覧・開架スペースの十分な確保

現在の図書館施設は狭隘であることから、本を探しやすく余裕がある書架の配置、くつろいで読書をすることができるスペースや学習スペース、すなわち閲覧席の十分な確保、さらには、将来を見越した十分な閉架書庫スペースの確保が必要である。

(2) 誰もが使いやすい図書館機能

乳幼児から高齢者まで幅広い年代の町民の方が利用することから、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方を基本として、だれもが使いやすい快適な施設整備を進める。例えば、親子で読書、つまり読み聞かせができるスペースの常設やインターネット検索や映像再生コーナー、児童書コーナーと一般書コーナーにそれぞれ閲覧スペースを設けたり、おはなし会やボランティアの活動スペースなども必要と思われる。

また、施設全体として、開館時間等を勘案したうえで、フロア構成やカウンターの位置などを計画すべきである。

(3) 駐車場の確保

駐車場が狭いことから利用者が不便を感じており、図書館敷地内に利用者の状況に応じた駐車場整備が必要である。

(4) 環境負荷の低減機能

施設の建設にあたっては、省資源、省エネルギー対策、省力化にも配慮して環境にやさしく、図書館機能の永年にわたる利用が持続可能な施設の整備を行う。

(5) 図書館建設後の経常経費低減機能

図書館開館後のランニングコスト、例えば冷暖房費、照明、清掃、照明以外の電気料、その他維持管理費などについて整備計画時にその概要を把握しておく必要がある。設計者にもランニングコストについて認識してもらう必要があり、設計においては、デザインもさることながらランニングコストとの関係も重視する必要がある。

(6) 複合交流施設

図書館は公共施設の中でも幅広い年齢層の人が気軽に利用でき、何度も繰り返し利用される施設であることから、図書館の集客機能を活かしながら、図書館以外の機能を備えた施設との併設又は複合化を検討する。例えば、ボランティアの活動拠点となるスペースや各種団体が集まり、勉強会や活動に関する会議を開くために利用できる会議室の設置などを検討する。

4 図書館の規模

(1) 規模の検討

現在NTT東日本より賃借している施設は、閲覧・開架スペースが約270㎡、閉架書庫が139㎡であり、そこに約10万冊の図書が配架されているが、新しい図書館の規模を検討する際には、次の点を考慮することが必要である。

- ・ 蔵書数さらには今後の受入冊数を見込んだ建物の必要面積の検討
- ・ 複合施設の内容と規模の検討
- ・ 駐車場の広さの検討
- ・ 類似他町村の図書館規模との比較検討

(2) 書架設置からの検討

書架の間隔は1.8m必要とされるのが一般的である。(町の場合は現在1.5m)

また、書架の収容力は、90cm1段で35冊と計算する例が多いことから、1㎡当たり216冊で計算すると、現在の6万冊の開架図書を収容するためには、280㎡と試算される。

さらに、開架スペースは人が歩き回ることなどを考えると、書架が置かれる閲覧空間としては、単純計算で出た面積の1.5倍から2倍は必要と考えられる。仮に6万冊とすれば420㎡から560㎡が必要になると試算される。

5 図書館の建設候補地

(1) 基本的な考え方

図書館建設候補地については、次のような基本的な考え方に基づいて選定することが望ましい。

- ① 「利用者の利便性」、「交通の利便性」、「周辺環境」などの視点からの評価が重要であること。
- ② 三春町の市街地整備に係る「2核1軸構想」の考え方にに基づき、また、周辺の景観、騒音等の環境に配慮すると、町立図書館は公共施設ゾーンに立地することが望ましいとも考えられる。

(2) 建設候補地の検討

具体的には、現在も利用の多い小学生などを考えれば、旧公民館を解体して、旧公民館跡地に新しい図書館を建設するのが望ましい。

建設候補地位置図



旧公民館の敷地面積は833.79㎡であり、閲覧・開架スペースを仮に420㎡必要であると想定し、このほか開架スペース、複合交流施設を含めた2階建ての建物とすれば、

駐車場敷地として400㎡程度を確保し、約20台程度の駐車が可能となると考えられる。

6 整備手法と概算事業費

(1) 工期と整備費用

①工期イメージ

図書館整備に必要となる工期は、採用される整備手法や建設場所によっても異なってくるが、最低でも4年程度を要すると見込まれる。

工期予定	1年目	2年目	3年目	4年目	備考
旧公民館解体工事		■			
図書館整備計画策定	■				
基本設計・実施設計策定		■			
建設工事			■	■	
新図書館竣工、開館準備等				■	

②整備費用

整備費用についても、旧公民館解体と図書館整備を合わせて約3億円程度と見込まれるが、採用される整備手法によって異なってくるため、今後詳細に検討する必要がある。

また、いずれの整備手法を選択する場合でも、図書館整備に向けた基金積立を行なっていくことが求められる。

(2) 多面的な視点からの整備手法の検討

従来型の公共直営方式に加えて、民間事業者との連携により事業を進めることができるかも選択肢の1つとして、整備手法について多角的な視点から検討すべきである。

(3) 建設及び管理運営を見通した費用と整備手法の検討

例えば、民間事業者の資金を活用することを目的に、PFI方式や指定管理者制度導入の可能性を検討する。

7 旧公民館と図書館整備の方向性のまとめについて

これまで旧公民館と図書館整備のあり方についてさまざまな視点から検討を加えてきたが、検討の成果を整理すると次の2つに集約することができる。

(1) 旧公民館は解体して図書館を新築すべきである。

旧公民館については、建物・設備の経年劣化をはじめ、耐震性能が不足し災害時の危険性が懸念されていることから、適切な時期に解体すべきである。

また、図書館については、施設が狭隘のため閲覧・開架スペースが十分に確保できていない状況にある。さらには、長年賃借料を支払っているなどの課題もあることから、

図書館の利用を拓げるためには、新築すべきである。

（２）建設位置については公共施設ゾーンに立地すべきである。

図書館の建設位置については、周辺環境等を考慮し、また、市街地整備に係る「２核１軸構想」の考え方に基づき、公共施設ゾーンに立地することが望ましく、候補地としては「旧公民館解体後の跡地」が挙げられる。

８ 図書館整備の具体化に向けて

本委員会の検討過程では、旧公民館を解体して図書館を新築するといった方向性で検討を進めてきたため、今後の新しい図書館整備のあり方について、次のような課題が提示された。町はこれらの内容を十分に受け止めて、今後具体的な検討を進めるよう期待する。

（１）旧公民館の解体と図書館が新たに備えるべき機能と規模の検討

本委員会では、旧公民館と図書館の施設、設備等の現状について概ね把握した。

旧公民館については、建物、設備等の経年劣化や耐震性能が不足している現状を踏まえ、現在事務所として利用している団体との調整を終え、適切な時期に解体すべきである。

さらに、図書館を新築する際には、現在の図書館が抱える課題等を抜本的に解決するためにも、必要な規模と併せて、次に挙げる新たに備えるべき機能の十分な検討が必要である。

- ① 図書の閲覧・開架スペースの十分な確保
- ② 誰もが使いやすい図書館機能
- ③ 駐車場の整備
- ④ 環境負荷の低減機能
- ⑤ 図書館建設後の経常経費低減機能
- ⑥ 複合交流施設

なお、最近電子図書の利用者が増加する傾向にあることから、機能と規模の検討に当たっては、この点についても考慮していく必要がある。

（２）図書館の規模と整備手法についての検討

現在の図書館は、閲覧・開架スペース、閉架書庫が狭隘であり、利用者が満足できる図書館サービスが実現されていない状況にある。新しい図書館の規模算定に当たっては、現在の蔵書数と今後の受入冊数を見込み、利用しやすい図書館機能を考慮した規模算定、さらには複合交流施設の内容と規模をふまえながら、今後詳細な検討が必要である。

また、図書館整備には多額の資金を要するため、民間活力を活用した事業手法も選択肢の１つに入れながら、建設から管理運営まで町にとって最適な整備手法を選択することが必要であり、今後詳細な検討が必要である。

(3) 町民意向の反映

現在の旧公民館と図書館の実態を広く町民に認識してもらい、特に町民が利用しやすく図書館の将来像を描くことが重要であるため、より多くの町民の理解が得られるよう、検討の過程と成果に関して町民に向けて広報することを重視するべきである。

また、図書館新築における町民意見の反映は不可欠であり、今後、町民・利用者を対象としたアンケート等の調査を実施して、町民・利用者ニーズを把握する必要がある。

(4) 旧公民館の解体と図書館整備に向けた検討の推進

現在の財政状況等も踏まえ、旧公民館解体と図書館新築が各年度の町民サービスに大きな影響を与えないよう、町は総合的な視点から資金計画を立て、これに基づいた整備時期を判断することが望まれる。

三春小学校の耐震化について

1 現状と課題

(1) 耐震化、大規模改造が不可欠

三春小学校は、教室棟が築43年、屋内運動場は築31年が経過しており、平成元年から平成3年にかけて、オープンスペースを確保するため大規模改造を行ったが、給排水・電気等の設備の経年劣化は著しい。

平成19年度に実施した耐震診断では、階段棟がDランク、教室棟や屋内運動場がCランクであったため階段棟の耐震工事を平成22年度に実施したが、東日本大震災を踏まえれば、児童の安全を確保するため早急に耐震化に取り組む必要がある。

なお、築43年で経年劣化が著しいことから新築も検討されるが、統合移転以外の新築は補助対象に該当しないことから、「耐震補強＋大規模改造」で取り組まざるを得ないというのが現状である。【下表参照】

◇ 補助制度の要旨

- ① 同一敷地への改築（新築）の国庫負担金等については、耐震診断・コンクリート強度・体力度調査等の要件（IS 値については0.3未満）がある。このため、三春小学校はIS 値が0.3以上（Cランク）であるため対象とならない。
- ② 小学校を統合する場合でも、同一敷地への改築については、建物強度等の要件があるため国庫負担金等の対象とならない。また、現在の校舎については、使用可能教室数は27クラス（内、特別支援3クラス）あるため、統合しても必要クラスを満たしていることでも国庫補助金等の対象とならない。
- ③ 統合校舎で別敷地への新築の場合には、1/2（基礎額による積算）の国庫負担金事業に該当する。

(2) 町が示した取組み方針について

町は、平成24年度予算に三春小学校の「耐震化・大規模改造」に向けた実施設計費を計上した。これは、一刻も早く児童を万が一の事態から守る対応として評価できるし、また、町財政の健全運営に配慮し教育施設整備基金に1億円を積み立てることとしたことは適切な措置であると考えている。

2 今後の検討に向けて

上記を踏まえ本委員会では、今後、次の事項について議論を深めるものとする。

- 三春小は、統合中完成後、平成25年度から現三春中を仮校舎として使用し、その間補強工事を行うというのが現時点の考えである。一方、進行する少子化の現状のなかではあるが、特別支援学級の増及び個に応じた通級指導の必要な児童の増などにより、いわゆる余裕教室は減少の傾向にある。ただ、三春小の全校舎について耐震補強を行うかについては、今後の町内小学校のあり方も議論すべきではとの問題提起もあることから、

関連して検討する必要があること。

- 町の学校給食の現状は、町直営、外部委託、共同調理と多様であり、今後の学校給食のあり方について方向性を示さないと、三春小学校の整備に影響があること。

参考 耐震診断C（教室棟、屋体）

○施設現状	構造	R C 3 階建	延床面積	5,183 m ² （階段室除く。）
		教室棟築 43 年	屋体築 31 年	